

(表面)

## 開発許可・盛土規制法 許可不要チェックシート(建築確認申請用)

確認審査機関 様

記入年月日

年 月 日

建築主 氏名	
申請地 地名地番	

一宮市内の市街化区域において、上記の申請地での建築行為につきまして、

(該当についてチェック↓)

開発許可対象となる造成工事	チェック欄	
①盛土又は切土をする土地の面積が500m以上のもの (盛土または切土をする厚さが1m未満のものは除く。)	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
②開発道路の新設を行うもの	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
③既設道路・水路の付け替えを行うもの	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

(該当についてチェック↓)

盛土規制法の許可対象となる造成工事	チェック欄	
①盛土で高さが1mを超える崖を生ずるもの	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
②切土で高さが2mを超える崖を生ずるもの	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
③盛土と切土を同時に行い高さが2mを超える崖を生ずるもの	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
④盛土で高さが2mを超えるもの	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
⑤盛土又は切土をする土地の面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの (盛土または切土をする厚さが1m以下のものは除く。)	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

全て「なし」に該当しますので、

都市計画法第29条第1項の開発許可対象規模となる土地の区画形質の変更及び

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可対象規模となる宅地造成等はありません。

設計者 氏名

※「あり」に該当する場合は、開発許可又は盛土規制法の許可手続きが必要となりますので、  
一宮市建築部建築指導課までお問合せください。

**【開発許可・盛土規制法 お問合せ先】**

一宮市建築部 建築指導課 開発審査グループ

所在地 : 〒491-8501 愛知県一宮市2丁目5番6号 (一宮市役所7階)

電話番号 : 0586-28-8646

### 盛土規制法 許可不要チェックシート(建築確認申請用)

確認審査機関 様

記入年月日 年 月 日

建築主	住所	
	氏名	
申請地 地名地番		
建物用途		

一宮市内の上記申請地での建築行為につきまして、

(該当についてチェック↓)

許可対象となる造成工事 (裏面「【参考】盛土規制法許可対象工事について」も参照)	チェック欄	
①盛土で高さが1mを超える崖を生ずるもの	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
②切土で高さが2mを超える崖を生ずるもの	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
③盛土と切土を同時に行い高さが2mを超える崖を生ずるもの	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
④盛土で高さが2mを超えるもの	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
⑤盛土又は切土をする土地の面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの (盛土または切土をする厚さが1m以下のものは除く。)	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

全て「なし」に該当しますので、

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可対象規模となる

土地の形質の変更はありません。

設計者 氏名

※「あり」に該当する場合は、盛土規制法の許可手続きが必要となりますので、  
一宮市建設部建築指導課までお問合せください。

【盛土規制法 お問合せ先】

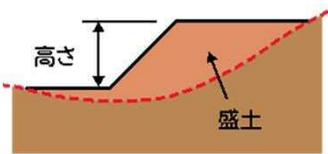
一宮市建築部 建築指導課 開発審査グループ  
所在地 : 〒491-8501 愛知県一宮市2丁目5番6号 (一宮市役所7階)  
電話番号 : 0586-28-8646

## 【参考】盛土規制法許可対象工事について

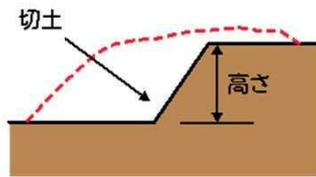
### 許可対象工事

#### <土地の形質の変更（盛土・切土）>

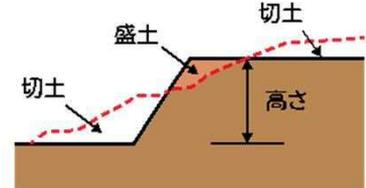
①盛土で**高さ**が**1m超**の崖※1を生ずるもの



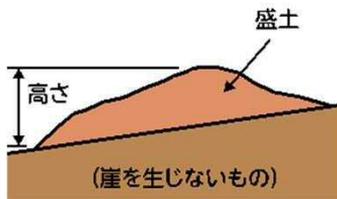
②切土で**高さ**が**2m超**の崖※1を生ずるもの



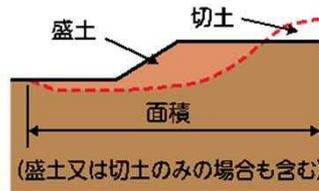
③盛土と切土を同時に行い**高さ**が**2m超**の崖※1を生ずるもの



④盛土で**高さ**が**2m超**となるもの



⑤盛土又は切土をする土地の**面積**が**500m<sup>2</sup>超**となるもの



(盛土または切土をする厚さが**30cm**以下のものは除く。)

※1

「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものは除く）以外のものをいいます。「崖」には、擁壁を含みます。

盛土又は切土により新たに発生した崖の高さによって、許可対象となるか否かを判断します。

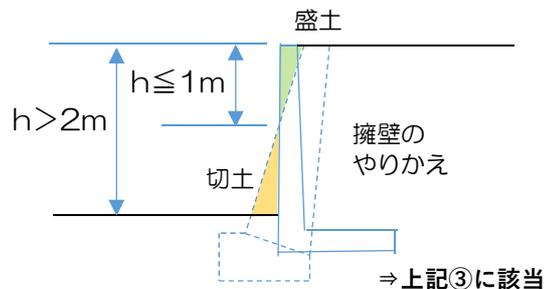
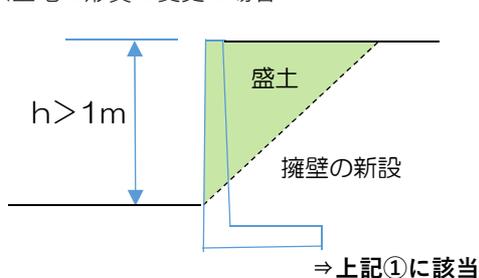
⑤について

盛土又は切土を行う前の地盤面の平均値と盛土又は切土を行った後の地盤面の平均値の差とし、その差が30cmを超えるもの。

○計算例：施工する盛土及び切土の土量を盛土及び切土を施工する面積で割った数値が30cmを超えるもの。

### 許可を要する例

※土地の形質の変更の場合



許可を要する例、許可不要の例は一般的な考え方を示したものであり、疑義のある個別の事案については確認申請前に建築指導課までご相談ください。